

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年6月24日（令和3年（行情）諮問第263号）

答申日：令和4年6月23日（令和4年度（行情）答申第83号）

事件名：「イラク復興支援活動教訓週報について（通知）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月4日付け防官文第3803号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

諮問庁である防衛省は、当該行政文書のうち自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、過去に同種の行政文書を全面開示決定した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっている。

防衛省は平成27年7月15日、参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の理事に対し、陸上幕僚監部が平成20年5月に作成した「イラク復興支援活動行動史」を全面開示して提出した。これは、同年7月10日の同委員会において委員から文書の提出を求められたのに対し、中谷元防衛大臣が「今後の参考にとりまとめられた文書でございますが、この公表等につきましては、適切に情報を公開して、しっかりとした議論を行うことが重要だと考えておりまして、これまで不開示としていた部分の公表につきましても検討を始めておりまして、速やかに結論を得ておきたいと思っております」と答弁したことを受けての全面開示であった。

同委員会で委員が発言しているように、安全保障政策、とりわけ自衛隊

の国際活動について検討・議論する上で過去に実際に行った活動の検証は不可欠である。中谷大臣の答弁に示されているように、防衛省がそれまで一部不開示としていた「イラク復興支援活動行動史」を全面開示したのも、こうした理由からである。

ところが、防衛省は、その後に異議申立人が開示請求したイラク復興支援活動に関する同種の教訓文書の少なくない箇所を不開示とする決定を行った。これは、自衛隊の情報業務、部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報も含めて全面開示した「イラク復興支援活動行動史」のケースと明らかなダブルスタンダードとなっている。

よって、一部不開示とした原処分は不当であり、原処分の取消しを求めため本件異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成18年イラク復興支援活動教訓週報（※旧管理簿に記載有り）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、4文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年4月24日付け防官文第7144号により、別紙の文書1から文書4までのそれぞれ模写電報起案用紙の1枚目及び2枚目並びに添付資料の表紙の部分について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年3月4日付け防官文第3803号により、別紙の文書1から文書4までのそれぞれ模写電報起案用紙の1枚目及び2枚目並びに添付資料の表紙を除く部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件異議申立てについて、異議申立てが提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の異議申立て及び審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「原処分において自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、防衛省

は過去の開示決定において同様の行政文書を全面開示した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっており、一部不開示とした原処分は不当である」として、原処分を取り消し、当該行政文書の全面開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条3号に該当するため不開示としたものである。

また、異議申立人が例示した「イラク復興支援活動行動史」は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく自衛隊のイラク復興支援群の活動に係る文書であり、陸上幕僚監部が実施した施策について、各種研究、教育訓練の資とするため、各種機能別に部隊の活動状況及び教訓・提言等を記述したものであり、これを公にしても今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれはないことから開示したものである。

他方、本件対象文書には、派遣部隊の現地における活動状況が詳細に記載されているため、これを公にすることにより、同隊の安全確保態勢、装備品、情報業務、教育訓練、共同訓練及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある。また、他国に関する情報も詳細に記載されているため、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上の理由から開示・不開示を判断しているところ、本件対象文書は「イラク復興支援活動行動史」とは文書の性質が異なるものであることから、いわゆる「ダブルスタンダード」とはなっておらず、異議申立人の主張は当たらない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審議
- ④ 令和4年5月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる4文書であり、処分庁は、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書

の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、特定地域における自衛隊及び他国等の行動に係る内容について具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

不開示部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表の5欄に掲げる部分は、原処分時点においては、処分庁の公表した情報から明らか又は容易に推察できるものであり、これを公にしても、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問まで約4年11か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 イラク復興支援活動教訓週報について（通知）（東方訓第 9 号電。
18. 1. 17）（模写電報起案用紙の 1 枚目及び 2 枚目並びに添付資料の表紙を除く）
- 文書 2 イラク復興支援活動教訓週報について（通知）（東方訓第 23 号電。
18. 1. 24）（模写電報起案用紙の 1 枚目及び 2 枚目並びに添付資料の表紙を除く）
- 文書 3 イラク復興支援活動教訓週報について（通知）（東方訓第 28 号電。
18. 1. 26）（模写電報起案用紙の 1 枚目及び 2 枚目並びに添付資料の表紙を除く）
- 文書 4 イラク復興支援活動教訓週報について（通知）（東方訓第 45 号電。
18. 2. 2）（模写電報起案用紙の 1 枚目及び 2 枚目並びに添付資料の表紙を除く）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

1 文書 番号	2 連番	3 不開示とし た部分	4 不開示とした 理由	5 開示すべき部分
文書 1	1	7 ページ並びに 8 ページの (4) ア及びウ (ア) のそれぞ れ一部	イラク復興支援群 の安全確保態勢に 関する情報であ り、これを公にす ることにより、イ ラク復興支援群の 警備に係る要領及 び能力が推察さ れ、今後の同種活 動における自衛隊 の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が 国の安全を害する おそれがあること から、法5条3号 に該当するため不 開示とした。	7 ページの各不開示 部分及び8 ページの (4) ウ(ア) の不 開示部分
	2	8 ページの (4) ウ(イ) 及び13 ページ のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に 係る情報であり、 これを公にすること により、装備品 の質的能力が推察 され、防衛省・自 衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を 及ぼし、ひいては 我が国の安全を害 するおそれがある ことから、法5条 3号に該当するた め不開示とした。	なし

3	9 ページ及び 10 ページのそれぞれ一部並びに 14 ページ及び 15 ページの 5 (1) ないし (4) のそれぞれ一部	自衛隊が収集、処理した情報に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集能力及び情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。	なし
4	11 ページの 4, 15 ページの 5 (5) 及び (参考), 18 ページ並びに 19 ページのそれぞれ一部	イラク復興支援群の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。	なし
5	12 ページの一部	米軍の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、米軍の	なし

			<p>装備品の質的能力が推察され、我が国と米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
	6	23ページないし30ページのそれぞれ一部	<p>イラク復興支援群と英軍及び蘭軍との共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊、英軍及び蘭軍の共同運用能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と英国及び蘭軍との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
文書 2	7	8ページないし12ページのそれぞれ一部	<p>イラク復興支援群と豪軍との共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊及び豪軍の共同運用能力及び</p>	なし

			<p>練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と豪国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
<p>文書 3</p>	8	<p>8ページないし14ページ及び16ページのそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊及び他国軍隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と他国との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
<p>文書 4</p>	9	<p>7ページないし16ページ及び19ページのそれぞれ一部</p>	<p>イラク復興支援群と豪軍との共同訓練又は共同運用に関する情報であ</p>	なし

			り、これを公にすることにより、自衛隊及び豪軍の共同運用能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と豪国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
10	22ページ、24ページ、25ページ及び43ページのそれぞれ一部	イラク復興支援群の運用要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし	
11	27ページないし29ページ及び32ページの	自衛隊が収集、処理した情報に関する情報であり、こ	なし	

		それぞれ一部	<p>れを公にすることにより，自衛隊の情報収集能力及び情報分析能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
--	--	--------	--	--